

様式 1

事業報告書
(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 社団誠伸会
①財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
②社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資限度額法人 その他
③基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 静岡県浜松市中区中沢町64番6号
- (3) 設立認可年月日 平成 8年12月 4日
- (4) 設立登記年月日 平成 8年12月17日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	大庭 誠介	
理 事	大庭 由美子	
理 事	石川 愛子	
監 事	田中 章教	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	大庭歯科医院	静岡県浜松市中区中沢町64番6号	一般病床 床 療養病床 床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項
令和4年8月30日 令和3年度決算の決定
令和 5年 8月30日 理事、監事の選任の承認
令和5年6月30日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定
令和5年6月30日 令和4年度の借入金額の最高限度額の決定
- (5) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設
なし
- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし
- (7) その他
なし

様式 2

法人名 医療法人 社団誠伸会
 所在地 静岡県浜松市中区中沢町 6 4 番 6 号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和5年6月30日現在)

1. 資 産 額 109,528 千円
 2. 負 債 額 11,610 千円
 3. 純 資 産 額 97,918 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	82,051
B 固 定 資 産	27,477
C 資 産 合 計 (A+B)	109,528
D 負 債 合 計	11,610
E 純 資 産 (C-D)	97,918

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

この写しは、財産目録の原本と相違ないことを証明する。

令和5年8月31日

医療法人 社団誠伸会 理事長 大庭 誠介



様式 3 - 4

法人名 医療法人 社団誠伸会
 所在地 静岡県浜松市中区中沢町 6 4 番 6 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 5 年 6 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	82,051	I 流動負債	3,163
II 固定資産	27,477	II 固定負債	8,447
1 有形固定資産	22,362	負債合計	11,610
2 無形固定資産	1,186	純資産の部	
3 その他の資産	3,929	科 目	金 額
		I 出資金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	87,919
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	97,919
資産合計	109,528	負債・純資産合計	109,528

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 社団誠伸会

理事長 大庭 誠介 殿

私は、医療法人社団誠伸会の令和元会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年8月30日

医療法人 社団誠伸会

監事 田中 章教

